

Q1. 特殊な検査、治療は必要ないため全国どこの皮膚科でも診療可能かと思えます。その観点から本大学病院でも診察致します。

しかしながら皮膚科専門医の在籍する施設（基幹病院、開業医）でも診察可能か否か問い、診療すべきと考えます。その点もご議論下さい。

A1. ありがとうございます。

皮膚科医師向け診療の手引きを参考にさせていただき、それぞれの施設でできることをしていただければ、原則として、基本的な診療そのものは皮膚科専門医施設で可能と思えます。

一方、日本皮膚科学会ロドデノール含有化粧品に関する特別委員会（略称：ロドデノール特別委員会）では、本事例について、早急に調査を行い、症状の把握、分類、それにそった病態解明、治療方法のエビデンスなどを出したいと考えて活動しています。詳細調査を少なくとも200例程度8月中に行いたいと思えます。

詳細調査のための診療施設は、①皮膚生検、②光パッチテスト、③ダーモスコピーの3つができることが望ましく、ホームページに掲載して受診を推奨させていただきたいと考えています。すでに、主研修施設を中心に都道府県別に診療施設がリストされてきました。さらに、診療可能とお返事いただいた施設はリストしてまいります。

- ① 皮膚生検から、病態の解明については、鈴木 民夫 教授が中心に検討がはじめられています。組織提供も今後お願いする予定です。
- ② 光パッチテストは全国で40名程度の患者さんにロドデノールの光パッチテストを7月29日より8月15日までに行う予定で、実施可能施設と症例数を調査し、ロドデノールの試薬の準備もすすんでいます。その結果、光パッチテストが不要のアレルギーと判明しましたら、パッチテストができる施設には、試薬を送る予定です。
- ③ ダーモスコピーの意味は、色素幹細胞が毛隆起に存在しますので、生検部位の中央に毛を入れていただきたいこと、また、毛の色の観察をお願いしたい2点の目的があります。

Q2. カネボウは診療する施設に関してどのように考え、対応するのでしょうか？是非お聞かせ下さい。返答をお待ちしています。

返答できないようであれば、カネボウからの返事をお待ちしています。

A2. 株式会社カネボウ化粧品は、診療を断られる施設があることから、きちんと対応してくれる皮膚科診療施設を日本皮膚科学会に推薦して欲しいという立場です。詳細が必要でしたら、カネボウ化粧品から回答させていただきます。

補足. 特別委員会 委員長 松永佳世子

- 1) 診断は当該化粧品の使用歴と、皮膚炎あるいは脱色素斑の存在が化粧品使用後にあれば、当該化粧品による接触皮膚炎、あるいは 当該化粧品使用後の脱色素斑 (の疑い) として、よいと考えます。
- 2) 今回の事例は①アレルギー性接触皮膚炎、②光アレルギー性接触皮膚炎、③これらによる炎症後の脱色素斑、④これらによる白斑黒皮症、⑤ロドデノールの作用による脱色素斑などの機序が考えられます。
- 3) しかし、当該化粧品以外の原因による同様な症状の発生も鑑別すべきです。
- 4) そして、なぜ、使用した一部の人に発生したのか？解明しなくてはなりません。
 - ① 化粧品そのものの問題：ロドデノールの作用、感作性、光感作性
 - ② 使用方法の問題：量の問題、一緒に使用したロドデノール含有化粧品の種類、他の化粧品との複合的な作用
 - ③ 患者さんの素因の問題：白斑発生遺伝子、甲状腺疾患の合併、その他。
- 5) 治療については、現時点で積極的にすすめられるものではありませんが、①当該化粧品使用の中止、②抗炎症薬の使用（炎症がある場合）、③脱色素斑の治療（白斑の治療ですすすめられているものは有効か？）などが考えられますが、これから2週間程度の症例の疫学調査である程度のデータがでると思います。使用中により、1年程度で改善している方が多いようです。

Q3. 開業医、該当する患者さんが来院された場合、日本皮膚科学会ホームページに掲載されている診療可能施設に紹介しないといけないのでしょうか？

A3. 今のところ、当該化粧品の使用を中止して経過をみていただくこととなりますので、診療可能施設に紹介する必要はありません。ただし、本事例の患者さんをご自分で経過観察することに不安を感じる場合には、診療を断るのではなく、日本皮膚科学会ホームページに掲載されている診療可能施設にご紹介ください。

Q4. 開業医や一般病院でもメラニン生成抑制物質であるロドデノールのパッチテスト試薬を送っていただけますか？

A4. 本事例の患者さんが来院されて、パッチテストが予定された場合には、大学、開業医、一般病院を問わず、送付（8月下旬を予定）しますので、下記までご連絡ください。

申込先：

○日本皮膚科学会事務局 担当 田中

e-mail : gakkai@dermatol.or.jp

Fax : 03-3812-6790

○藤田保健衛生大学医学部皮膚科学内

ロドデノール含有化粧品による皮膚障害特別委員会事務局 担当秘書 白木

e-mail ; hifuka6@fujita-hu.ac.jp

FAX 0562-93-2198

Q5. 対象患者様と担当医師に問診票（一次調査表）を書いてもらうということによろしいのでしょうか？

記載した問診票はどこかに郵送するのでしょうか、しばらく当科で保管するのでしょうか？

A5. 一次調査表は医師向け、患者向けともに下記に送付ください。

〒113-0033 東京都文京区本郷-1-4

社団法人 日本皮膚科学会 学会事業チーム 田中宛

E-mail : gakkai@deramatol.or.jp

FAX : 03-3812-6790

Q6. 一次調査票（患者用）の記入に際し、既に商品が自主回収されており、自主回収の際、何を使っていたか正確に残していなかったため、同じ化粧水のシリーズでも使っていたタイプがⅠなのかⅡなのかⅢなのかわからなくなっていました。

（患者さんは、「カネボウの人が持って行っちゃったから何を使っていたかわからないの」と。）

今後、このようなことが増えるかと思いますが、どのように対応すればよろしいでしょうか？

A6. 今のところ、不明な場合は一番上のものを選び、詳細不明な部分は不明と書いてください。あるいは、わかるだけを書いていただくか、よくわからない患者さんでは「回収されて不明」あるいは、「覚えていない」と記載いただきたくお願いします。

症例数が多数ありますので、疫学調査としては、不明として記載いただくことで結構ですので、上記のとおりご対応いただき、ご送付ください。

Q7. ロドデノールの対応施設に関してですが、症例が多く当院皮膚科（対応可能施設）の関連施設でも診察を行っている場合があります。関連施設（対応施設に名前は載っていない）にかかっている方の場合、その後の診察及び一次調査票はどのようにすればよいでしょうか？

A7. 関連病院にて診察を行っていただき、その分の一次調査票も関連施設から、日皮会事務局へ送ってもらえれば結構です。

後日、貴施設（対応可能施設）へ、その患者さんを紹介された場合は、以下のいずれかの対応をお願いします。

① 貴施設から送付していただく一次調査票に、〇〇〇病院からの紹介患者と記載いただく

② 〇〇〇病院から日皮会事務局へ貴施設へ紹介した患者さんとして、ご連絡いただく